

軽井沢町議会議員慶弔に関する内規

1. 軽井沢町議会議員の慶弔に関し、必要な事項を次のとおり定める。
2. 議員が次に該当する場合、当該各号の定めるところにより、慶弔の意を贈る。議員が死亡した場合は、議長の弔辞、議会の生花一基。ただし、退職した議員が死亡した場合は生花一基、3期（12年）以上議員を経験した者には、議長の弔辞及び生花一基。
3. この内規の運用に関し、必要が生じた場合は、議会運営委員会の協議による。
4. 慶弔にかかる費用は、議長交際費より支出する。
5. この内規により慶弔を受けた本人及び家族は、これに対する返礼は一切しない。
6. この内規に該当する事項が生じたときは、本人または関係者が直ちに議会事務局を通じて議長へ申し出ることとする。なお、議長は事務局より各議員に口頭等で通知する。
7. この内規の改廃は、全員協議会に諮って決定する。

経 過

平成10年4月1日	全部改正
平成20年4月21日	一部改正
平成30年2月9日	一部改正